

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第十五号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年十二月奈良県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間の読替え）

2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条第二号中「条例第十一条第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年十二月奈良県条例第二十一号）附則第四項から第六項までの規定により読み替えられた条例第十一条第一項」とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。